

事業者排出量削減計画書（新規）・変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市上京区清和院口寺町東入中御霊町410					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都府公立大学法人 理事長 荒巻 禎一					
事業者の主たる業種	大学					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	20年4月 ～ 23年3月					
基本方針	京都府公立大学法人では、法人化前から両大学において府の1機関として府の策定した計画に基づいてエコオフィス活動を中心とした温室効果ガス削減の取組を推進してきたところであるが、法人化後も引き続き、エコオフィス活動の徹底や施設の環境性能向上等の取組を進め、平成22年度に平成17年度比で温室効果ガス5%削減を図る。					
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長を最高責任者とする推進体制を構築し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する。 ・削減目標の早期達成を図るため、PDCAサイクルによる進行管理を実施し、着実な実行を促す。 					
	環境マネジメントシステム名称	京都府環境マネジメントシステム				
	適用範囲	京都府立医科大学（附属病院含む） 京都府立大学				
取得年月日	平成19年11月1日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20～22	全組織（京都府立医科大学（附属病院含む） 京都府立大学）	1. エコオフィスの徹底による削減 2. エネルギー大量消費施設等の「環境性能」の向上による削減 3. 府民や事業所のモデルとなる先導的な取組の推進等			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	19,758 t	18,164 t	-8.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	1,125 t	1,125 t	0.0 %		
	排出合計	*1 20,883 t	*2 19,289 t	-7.6 %		
目標設定の考え方	京都府地球温暖化対策推進計画（平18～平22年度）の事業者報告・公表制度による削減目標である▲5%を目標とし、平20～22年度の間に目標達成に必要な削減を行うようも数値を設定。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方						
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t		
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t		
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）		t
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 20,883 t	*2)-(*3) 19289 t	-7.6 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。